

高速道路等利用料助成補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 6 日 制 定  
一般社団法人宮崎県トラック協会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業及び同条第 3 項に規定する特定貨物事業者運送事業を行う事業者（以下「トラック事業者」という。）に対して補助金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助事業者等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 宮崎県内に本社又は営業所があり、申請時において営業していること。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請及び申請書に添付すべき書類)

第 4 条 補助事業者は、補助金の交付申請を、次の表に掲げる期間に応じ、同表に掲げる申請期限までに県ト協に対して行わなければならない。

| 期 間                       | 申 請 期 限            |
|---------------------------|--------------------|
| 令和 7 年 4 月から 6 月までの経費     | 令和 7 年 7 月 3 1 日   |
| 令和 7 年 7 月から 9 月までの経費     | 令和 7 年 1 0 月 3 1 日 |
| 令和 7 年 1 0 月から 1 2 月までの経費 | 令和 8 年 1 月 3 0 日   |

2 前項の補助金の交付申請は、別記様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

※ 令和7年度に当協会への補助金申請で提出している場合、その写しで可。

※ 申請初回に提出した場合、2回目以降の申請時は省略可能

(2) 法人にあっては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第2号）

※ 申請初回に提出した場合、2回目以降の申請時は省略可能

(3) 補助対象車両一覧表（別記様式第3号）

(4) 高速道路または一般有料道路の利用状況が確認できる書類

(5) 国内定期航路または貨物鉄道の利用状況が確認できる書類

(6) 振込口座が分かるものの写し（例：通帳の写し、キャッシュカードの写し）

(7) 誓約書（別記様式第4号）及び領収書（回数券購入時）

※ 一ツ葉有料道路を回数券利用で通行している場合のみ提出（別記様式第4号）

（交付決定及び交付額の確定）

第5条 会長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、補助事業者に通知する。

（補助金の経理等）

第6条 補助事業者は、この補助金に係る収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払により交付する。

（実績報告）

第8条 第4条の規定に掲げる書類の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（補助金の返還）

第9条 会長は、虚偽又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた者に対して、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行し、高速道路等利用料助成補助金に適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費及び補助率等

| 1 補助対象経費          | <p>本県の港湾を出発地とする国内定期航路(上り便に限る)または本県の貨物駅を出発地とする貨物鉄道を利用するため、「2 対象車両」に掲げる車両が、「3 対象区間」に掲げる高速道路または一般有料道路を利用した際の利用料。</p> <p>ただし、貨物鉄道の利用にあたり、佐土原ORSから延岡駅及び都城ORSから鹿児島貨物ターミナル駅までのトラックによる代行輸送区間において高速道路または一般有料道路を利用した際の利用料は対象外とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------|-------------------|------------|-------------------|------------|-------------------|------------|
| 2 対象車両            | <p>トラック事業者の本社または営業所に配置された事業用車両。</p> <p>ただし、宮崎の緑ナンバーに限る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
| 3 対象区間            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎自動車道</li> <li>・東九州自動車道</li> <li>・九州自動車道</li> <li>・一ツ葉有料道路</li> <li>・延岡南道路</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
| 4 補助率等            | <p>補助対象経費の1／2（千円未満の端数切り捨て）以内とする。</p> <p>ただし、県外のICを出発地とする場合における補助対象経費は、1回12,000円を上限とする。利用回数に上限は設けない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
| 5 その他             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間は令和7年4月から令和7年12月までとする。</li> <li>・補助金の申請にあたっては、次の表に掲げる期間に応じ、同表に掲げる申請期限までに行うものとする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>申 請 期 限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年 4月から 6月までの経費</td><td>令和7年 7月31日</td></tr> <tr> <td>令和7年 7月から 9月までの経費</td><td>令和7年10月31日</td></tr> <tr> <td>令和7年10月から12月までの経費</td><td>令和8年 1月30日</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の申請は先着順とし、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了する。（申請を受理しても補助金を交付できない場合がある。）</li> </ul> | 期 間 | 申 請 期 限 | 令和7年 4月から 6月までの経費 | 令和7年 7月31日 | 令和7年 7月から 9月までの経費 | 令和7年10月31日 | 令和7年10月から12月までの経費 | 令和8年 1月30日 |
| 期 間               | 申 請 期 限                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
| 令和7年 4月から 6月までの経費 | 令和7年 7月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
| 令和7年 7月から 9月までの経費 | 令和7年10月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |
| 令和7年10月から12月までの経費 | 令和8年 1月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |         |                   |            |                   |            |                   |            |